- 主文
- __、原告の請求を棄却する。
- 1、訴訟費用は原告の負担とする。
- 0 事実
- 第一、当事者の求めた裁判
- 一、請求の趣旨
- 被告が原告に対して昭和四四年五月三〇日付を以てなした懲戒免職処分はこれ を取消す。
- 2、訴訟費用は被告の負担とする。 二、請求の趣旨に対する第五
- 1、請求の趣旨に対する答弁
- 1、原告の請求を棄却する。
- 2、訴訟費用は原告の負担とする。
- 二、当事者の主張
- 一、請求原因
- 、原告は明石市事務吏員として勤務していたものであるが、昭和四四年五月二三 日訴外Aから金員の供与を受けた嫌疑で明石警察署に逮捕され、同年六月一三日同 事実および吉田製箱所Bから金員の供与を受けた事実により、同月一六日三和物産 株式会社代表取締役Cから金員の供与を受けた事実により、同月一八日株式会社公 信工業社代表取締役Dから金員の供与を受けた事実により、神戸地方裁判所にそれ ぞれ収賄罪で起訴され、いずれも有罪判決を受けた。
- 2、被告は同年五月三〇日原告に対して地方公務員法第二九条一項一号、三号に該
- 公平委員会にしたところ、同委員会は昭和四五年六月六日本件処分を承認する旨の 判定をした。
- 4、本件処分は以下の理由により違法な処分である。
- (一)、本件処分は、原告が明石警察署において取調を受け、本件処分の理由とさ れる前記1各事実がまだ証拠上明らかでない時期に、原告に弁解の機会も与えず、 事実調査をすることもなく、警察署からの一方的な事情聴取のみによってなされた。明石市職員の分限及び懲戒に関する条例(以下条例という)第六条は最も軽い懲戒処分である戒告の場合においてさえその責任を確認することが要求されている から、原告の弁解を待たず十分な事実調査もしないでなされた本件処分は懲戒手続 に違反し、無効である。
- (二)、被告は、本件処分をなす際、単に辞令書を交付したの入で、処分説明書を 交付していない、これは地方公務員法第四九条一項に違反している。
- 条例九条は、懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は (Ξ) 同一事件につき懲戒の処分をすることは出来ない旨指定しているが、その趣旨は、 永年勤務した地方公務員が犯罪を犯して懲戒免職処分を受けた場合は退職金の受給 権を剥奪された上失業して直ちに路頭に迷うこととなるので被処分者の生活権を保 障するため、刑事裁判係属中は懲戒処分を延期させる趣旨であり、又同条例一〇条 は任命権者は法一六条二項に該当するに至つた職員の中刑の執行を猶予された者に 付でその罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、且情状を考慮して 特に必要と認めたときは、その職を失なわないものとすることが出来る旨を規定す るが、これも任命権者に於て公務員を失職させるか否かを刑事裁判を経た後に考慮 すべきものであることを示しているものである。従つて地方公務員は右条例の各規 定による保護を受け得る期待権を有しているものと云うことが出来る。ところで原 告の本件懲戒事由とされた行為は当然起訴されることが予想されたのであり、そし て原告が起訴当時に地方公務員としての身分を保持していれば、当然右条例の各規 定による保護を受け得たの′である。然るに被告は故意に原告をして右の保護を受 け得る権利を喪失せしめる意図を以て、原告に対する起訴を待つことなく、短時日の間の不充分な調査によつて、而も条例六条による確認の手続もとることなく、本件懲戒処分をなしたものであつて、右処分は懲戒権の濫用であると云うべきであ る。
- 二、請求原因に対する認否
- 1、請求原因1ないし3は認める。
- 2、同4のうち、(一)は否認する。
- 同(二)は否認する。処分説明書は昭和四四年七月一八日発送され、原告は翌一九日これを受領している。

同(三)は争う。三、被告の主張

原告は昭和四四年五月二三日明石警察署に逮捕され、同日明石市役所も捜索を受け、この事実は新聞に大々的に報道された。被告としては、職員の綱紀を粛正して、明石市民の同市役所に対する信頼を回復するため、早急に原告を懲戒処分に付する必要があると考え、同月二八日の職員賞罰審査委員会(委員長畑助役)による必要があると考え、同月三〇日、地方公務員法第二九条一項一号、三号に該当査委員会の答申を得て、同月三〇日、地方公務員法第二九条一項一号、三号に該当するものとして、条例第六条二項により懲戒免職処分に付した。E人事課長が勾留され接見禁止中の原告に、神戸地方裁判所の接見等禁止一部解除の決定を得で設留され接見禁止中の原告に、神戸地方裁判所の接見等禁止一部解除の決定を得でを通知した。処分説明書については、神戸地方裁判所の右決定にその交付を許可する旨の記載がなかつたので、右面会の際は交付せず、同年七月一八日原告に交付した。

四、被告の王張に対する認否

五月二三日に原告が逮捕されたこと、七月一八日付で処分説明書が交付されたことは認めるが、その余の事実は否認する。 第三、証拠(省略)

〇 理由

一、請求原因1ないし3については当事者間に争いがない。

1、地方公務員の懲戒処分に当り懲戒権者に於てなすべき、当該懲戒事由の存 否に関する調査については、地方公務員法に格別の規定はなく同法二九条二項は、 職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定め なければならない、と規定するに止まる。そして右法律に基く明石市職員の分限及 び懲戒に関する条例(甲第二号証)にも右調査に関する規定は存しない。もとより 懲戒処分は地方公務員の身分に関する重大な事柄であるから、懲戒事由の存否は慎 重な調査を経てこれを確認すべき必要のあることは云うまでもないが、右調査の方法、程度等について法、条例に何等規定するところがないことからすれば、これらは総て処分権者の裁量に委されているところであると考えられる。そうすると本件処分に於て、原告主張の如く、処分権者たる被告が警察からの事情聴取のみによって大概の公表を表する。 て本件処分理由の存在を認めたとしても、これを以て本件処分を取消すべき瑕疵があるものと云うことは出来ない。のみならず、前記争いのない事実と成立に争いの ない乙第一〇号証の三証人Fの証言及びこれによつて真正に成立したと認められる 乙第一三号証とによると、原告は昭和四四年五月二三日収賄容疑によつて逮捕され 続いて翌二四日原告の右容疑によつて明石市役所が警察の捜索を受けるに至り、同 日頃から同市E人事課長が主となって事実の調査をした結果、原告には三和物産株式会社(C)、B、A、公信工業社(D)らから数十万円の賄賂を収受した事実が判明し、同月二八日、市長の諮問機関である職員賞罰審査委員会が開催され、同委 員会より被告市長に対し右収賄事実によつて原告を懲戒免職処分にするのを相当と する旨の答申、がなされた結果、被告市長は右収賄の事実が存するものと認めて翌 三〇日本件処分をなしたものであることが認められる。尤もE人事課長のなした右 調査の具体的内容についてはこれを確認する証拠は存しないのであるが、成立に争 いのない乙第一ないし第三号証と原告本人尋問の結果とによれば、原告はその後同年六月一三日、同月一六日、同月一八日の三回に亘り、前記各贈賄者からの収賄の事実によって神戸地方裁判所に起訴され、審理の結果何れも有罪判決を受けたもの であることが認められるのであつて、右事実からすると前記E人事課長のなした調 査は単なる風評や見込みによつて本件処分理由たる原告の収賄の事実を認めたもの ではないことが充分推認されるところであつて、従つて本件処分が何等の調査もす ることなくなされた違法のものであるとの原告の主張は採用出来ない。尚原告は、 前記条例六条一項によれば最も軽い懲戒処分である戒告に於ても被処分者に弁解の機会を与えるべきものとされているのに、本件懲戒免職処分に於ては原告に弁解の機会を与えていない違法がある旨主張するが、右条例六条一項は、戒告処分に於ては被処分者の責任を確認しその将来を戒めることが同処分の内容であることを規定したものであって、戒告処分をなすに当り予め被処分者の弁解を聴くべき旨を規定したものであって、戒告処分をなずに当り予め被処分者の弁解を聴くべき旨を規定したものであって、元告の方法ではないない。 したものではないから、原告の右主張は失当である。 2、成立に争いのない甲第五号証、同乙第七号証、第八号証の一、二

2、成立に争いのない甲第五号証、同乙第七号証、第八号証の一、二、第九号証 F 証人の証言及び原告本人尋問の結果を総合すると、原告は昭和四四年五月二三日逮 捕されて以来身柄を拘束されていたところ、同月三〇日明石市人事課長 E が神戸地

3、前記条係には、懲戒に付せられるべき事件が刑事裁して原には、懲戒に付せられるが告事性が開発であるとが告記している。とののでするでは、これのでするでは、これのでするでは、これのでするでは、これのですが、これのでは、これのでするでは、これの

そうとすれば、本件懲戒処分が、原告に対する起訴を待たずになされたことを以て、直ちに、被告市長が原告に必要以上の不利益を与える意図のもとに本件懲戒処分をなしたものとは云えないのであるし、まして前記条例九条が地方公務員の生活権を保障する趣旨のものであることを前提とし、被告市長が故意にこれを侵害する意図のもとに本件懲戒処分をなしたものと断定することは出来ない。そして他に本

件懲戒処分を以て懲戒権の濫用であると認められるような状況は存しない。従つて 原告の右主張も又採用することは出来ない。

三、結論

本件全証拠によつても、他に本件処分手続を違法ならしめる事実は認められない。 本件主証拠によっても、他に本件処分子続を達成ならじめる事実は認められない。 したがつて、以上認定したとおり、被告の本件処分手続は違法な処分ということは できないので、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担に つき民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 林 義一 棚橋健二 三谷博司)